

経営戦略

岩手県釜石市
漁業集落排水事業

第1 漁業集落排水事業の現状と課題

(1) 行政人口と需要

当市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末35,547人から平成37年度末には29,378人となる見込みです。

当該事業は、計画処理人口は2,980人で、整備率は90.0%(平成28年12月現在復興交付金事業で整備中)、平成28年5月1日に供用を開始し、水洗化人口は170人で水洗化率は17.1%となっております。

有収水量については、水洗化を促進することにより増加する傾向にありますが、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、市民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増加は見込めないものの、最低限の経費分を基礎使用料とし、1 m^3 から従量制を適用させる使用料体系にしたことで、大幅な減収とならないよう改定を行ったところです。

(2) 唐丹地区漁業集落排水事業施設

唐丹地区では平成15年に着手し、平成23年3月の東日本大震災の津波で完成間近の処理場施設が全壊、管渠等も被災しましたが、震災後の平成25年度から、復興交付金を活用した漁業集落防災機能強化事業(衛生関連施設)により事業を再着手し、平成28年5月1日より供用開始しました。

排水処理方式が、合併浄化槽と同様であるため汚泥の処理費、消毒用薬剤が必要となり、汚水1 m^3 あたりの処理原価は340円前後必要となります。これが使用量増加に伴い、その経費も増加することになるため、一般会計からの繰入金は年々増加していくことが想定されます。

しかし、この施設は汚水処理施設として「周辺環境の改善」、「海・川の水質保全」等を図る役割がありますので、今後も適正に維持管理をしていく必要があります。

(3) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した施設の影響を受ける範囲を把握し、地域住民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、釜石市地域防災計画に基づいた危機管理マニュアルにより、応急対策を行うこととしておりますが、災害に対する予防・復旧も含めた業務継続計画(BCP)の策定、また、その体制を確立していく必要があります。

(4) 漁業集落排水事業の経営

平成28年5月1日より供用開始した当該事業は、震災後の供用開始であり、震災被災者も多く、さらに市内でも高齢化率の高い地域であるため、多くの世帯の加入を進め、円滑に事業開始をさせることを最優先としたことから、受益者分担金の納入が終了するまでの期間は、10 m^3 区分を1～5 m^3 ・6～10 m^3 と細分し、単身高齢者等世帯等、少量使用世帯の負担軽減を図りました。

また、平成28年4月1日より公営企業会計へ移行した際、節水機器や人口減少に対応した料金改定を図るも、長期的に将来を見据えた場合、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少や、大口事業所等の使用が見込めないことから、有収水量の極端な増加使用料収益の大幅な増収が期待薄のため、今後、独立採算性を基本とした財源確保については、厳しい状況にあると考えます。

一方、運営経費については、これから耐用年数を超えた施設の更新費用が順次発生し、維持管理を適正に行ったとしても、時間の経過とともに修繕費等の増加は避けられないものと見ています。

このような状況を踏まえ、今から将来を見据えた維持管理費を抑制する等、効果的・効率的な事業の運営を図るための努力が求められます。

また、加入状況は、個別相談会の開催や、個々にした結果、現時点で80%の世帯が加入しておりますが、未加入世帯への加入を促すため、継続的に個別訪問等を行い、事業効率向上による漁業集落周辺水域の環境改善に向け、今後も加入促進に努めてまいります。

本来、公共料金は地域格差のない公平性を求められるものですが、現在の措置は受益者分担金の納入が終了するまでの間と考え、5年後には再度見直しをすることで、使用料収入の増収を見込み、公共下水道事業との均衡を図ることに努めてまいります。

第2 経営の基本方針

(1) 快適な暮らしの実現

漁港及び海域等の水質及び環境保全と公衆衛生の向上に向け、当該事業への接続を促進するため、未加入世帯への戸別訪問等を進めてまいります。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

事業継続計画(BCP)計画を策定し、災害が起きた時に早期に対処できる危機管理体制を確立するよう努めてまいります。

(3) 安定した経営基盤の確立

事業の実施計画及び財源・収支計画をまとめた持続的な事業管理の実現を目指してまいります。

第3 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、経営状況を確認し、随時見直しを図るものとします。

第4 投資・財政計画 (別紙)

(1) 投資についての説明

- ・維持管理費については、前年度支出確定値を基に算出しました。
- ・資本費については、起債償還表に基づき計上しました。
- ・建設改良費については、現在、復興交付金事業で整備工事を行っているため、今後、建設改良費の一部には、平成28年度に徴収しました漁業集落排水事業分担金を充当することを見込んでおります。

(2) 財源についての説明

○ 収益的収入

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計補助金及び長期前受金戻入となっております。

そのうち、使用料については、平成28年4月1日より公営企業会計に移行したことに伴い、平成28年度に節水機器や人口減少に対応した使用料体系としたところであります。

○ 資本的収入

資本的支出(投資)に係る財源については、建設改良費へは受益者分担金を充当し、また、企業債の償還については、一般会計出資金や損益勘定留保資金を充当することを見込んでおります。

一般会計出資金については、企業債償還に係る繰出基準分(国が示す繰出基準に基づく繰入)に加え、経営の安定を図るため基準外での出資金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成27年度までの実績とともに、平成28年度の決算見込みを考慮し、算定しています。

なお、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

第5 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項（組織・機構・人員の適正化）

組織形態や業務量等を鑑み、現在は、公共下水道事業に委託する形をとっております。

(2) 不明水対策の推進に関する事項

今後、長期的に将来を見据えた場合、不明水は経営の悪化の原因となるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されますので、有収水量と有収率等の調査を必要とします。

調査の結果に基づいて、費用対効果を総合的に判断したうえで、効率的な不明水対策を検討することとします。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○ 水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口の包括的委託の検討

使用料に係る業務は、現在水道事業所に委託していますが、他市町村で導入している民間企業における包括的な委託が窓口サービスや収納率向上等成果をあげていることを鑑み、今後導入について水道事業所と共に検討することとします。

○ 施設の包括的委託

処理場やマンホール式ポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、委託期間を単年度ではなく複数年契約とすることで、計画的な管理計画を作成することができ、委託金額を抑制できる可能性を検討することとします。（現在一部実施中）

(4) 資金不足比率の見通し

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生しておりませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(5) 資金管理・調達に関する事項

減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後の事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益ではわかりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行います。

(6) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、市民の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し市ホームページや市広報を通じ、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、市民のニーズに十分応えることが出来るよう情報公開に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより周辺地域の主に衛生面での生活環境を改善することや、雨水を排除することによる浸水対策、生活排水等を終末処理場で処理したのちに河川・海等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するための必要不可欠なサービスであると考えます。

(2) 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要があると考えます。